

八尾市公共施設マネジメント実施計画（改定素案）についての 市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果と市の考え方について

八尾市公共施設マネジメント実施計画を改定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第 12 条の規定に基づき、検討途中の素案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施しましたので、その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。

ご提出いただいたご意見等は原文の内容を基本としつつ、趣旨を損なわないように要約するとともに、同じ内容の趣旨のご意見については、まとめております。

（１）意見募集期間

令和 6 年 1 月 5 日（金）～令和 6 年 2 月 5 日（月）

（２）提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
直接持参	0	0
電子メール	0	0
F A X	1	1
郵便	0	0
合計※	1	1

八尾市公共施設マネジメント実施計画（改定素案）についての市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方について

番号	該当ページ	該当箇所	市民意見の主な考え方	市の考え方（案）
1	26	4.2.1 優先的に検討すべき施設	市内の防災拠点は市庁舎・消防庁舎以外に学校施設があります。 八尾市も人口減少の時期に入っており、「空き家」「未利用地」が少しずつ増加している中機能更新の準備をしていくためには、現在の小・中学校用地に「隣接して発生する空地」を積極的に市有地にしていく必要があるのではないのでしょうか。 施設改修まで未利用地になるのであれば、一時的にコミュニティ農園として貸出利用し、発災時には駐車場や仮設施設用地に活用することも考えられますので“今後発生する学校隣接空地は買い上げるよ”を基本方針に加えることを提案します。	本計画は公共施設（建物施設）に対する具体的なマネジメントを実施する計画のため、原案の修正は行いませんが、ご意見につきましては今後の本市施策検討の参考とさせていただきます。